

地方消費者行政の活性化のための国による実効的支援を求める意見書
～「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」をふまえて～

平成23年6月7日

全国消費者行政ウォッチねっと

消費者委員会は、4月15日、地方消費者行政専門調査会の「地方消費者行政専門調査会報告書」をふまえて、「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」をとりまとめました。

この報告書は、地方における消費者行政について、意識の面でも資源配分の面でも十分な光があてられてこなかったことや、専門的な相談を受けることができなかつた地方公共団体の住民にとっては、地方消費者行政サービスが自らの消費生活にとって、どのように役立つものかについて十分に認識する機会もなく、消費者重視の行政へと方向転換すべきだとの声を上げようもなかつた、といった前提に立っており、基本的な現状認識については正当なものとして評価できます。

しかし、他方で同報告書は、地域主権改革を意識するあまり、国は原則として、各地方公共団体の後押しをするような支援に注力すべきこと、財政面の支援についてもある程度期限を限定すべきこと、と指摘するに留まっています。例えば、地方消費者行政の中核であるはずの相談窓口を担う消費生活相談員の処遇については、「各地方公共団体の長にあてて、・・・具体的な指針を示すことにより、消費生活相談員の適切な処遇・研修機会の確保を図る必要がある」とありますが、肝心の財政支援策が記載されていません。これでは到底消費生活相談員の待遇向上は期待できません。

同報告書には、特に国の財政負担について専門調査会委員4名による反対意見が述べられていますが、消費者問題の現場を熟知するこれら委員の意見は極めて重いものであり、今後の具体的施策を考えるに当たっても十分尊重すべきです。

この点消費者委員会の建議においては、「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」などの国による地方に対するこれまでの支援策について、「しっかりと検証を行ったうえで、その評価を踏まえてより効果的な施策を立案することを求める」としており、実効的な財政措置への道筋を残した記載となっています。

こうした内容をふまえて、私たちは、地方消費者行政を確実に充実させるため、国に対して以下の点を求めます。

1 相談ネットワークのあり方について

相談ネットワークについての広域的な取り組みについて国として一定程度の財政的負担を具体的に検討すべきとしている点については積極的に評価すべきであり、具体的な財政措置が早急に検討されることを望みます。さらに、国による財政支援は、広域的な取り組みの推進に止めるべきではなく、市町村が単独で消費生活センターを設置する場合についても積極的に行う必要があります。

2 消費生活相談員の処遇のあり方について

報告書が示した「任期の定めのない短時間勤務職員制度」についての検討を速やかに行うと共に、一般の地方公務員とは異なる、「任期の定めのない常勤職員制度」の導入を検討すべきです。同時に、相談員の人件費を含めて地方消費者行政に確実に予算が使われる形での財政支援を行うことで、消費生活相談員の地位・待遇の向上を図ることが必要です。

また、長期間にわたる経験や研修等の積み重ねが具体的な相談対応で欠かせないことから、「雇止め」が適当でないことは報告書指摘のとおりですが、さらに、相談業務の委託についても、業務の継続性や安定性という観点から適切でないことを確認する必要があります。

3 地方自治体における法執行の位置づけについて

地方自治体が行う法執行については、悪質商法の広域化が常態となっている現状に鑑みれば、国として責任を持って推進を図る必要のある事務として、国が一定の程度の財政負担や技術的支援等を行うべきです。また、報告書にあるように、都道府県が行った執行の効力を全国に及ぼすような立法措置も早急に検討すべきです。

4 地方消費者行政の基盤・環境の整備について

地域のさまざまな主体との協働の中心となる消費者団体等の活動に対し、行政による財政支援を含む具体的な支援策を検討する必要があります。

5 今後の地方消費者行政の充実・強化の進め方について

(1) 消費者庁は、消費者委員会が、国による地方に対するこれまでの支援策について、「しっかりと検証を行ったうえで、その評価を踏まえてより効果的な施策を立案することを求める」との建議を行ったことを真摯に受け止め、これまでの支援策に対する検証評価を速やかに行ってください。

(2) 消費者庁は、(1)をふまえて、一定の幅を持たせながらも確実に

に地方消費者行政が充実強化されるような実効的な財政措置を講じて下さい。特に支援の期間については、地方が人件費を含めて継続的な予算措置を講ずることができるよう、「数年」ではなく、5年ないし10年程度の「相当年数」とするべきです。

- (3) PIO-NET の入力事務については、国の財政負担の根拠を明確にするため、地方財政法第10条1項の「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるものに要する経費」として、「消費者事故情報の収集及び通知（消費者安全法第12条の事務）に要する経費」を加えるべきです。

以 上